

測量標準仕様書

平成10年 7月20日
平成14年9月6日改定
平成16年4月1日改定
平成20年5月15日改定
平成20年6月30日改定
平成26年8月1日改定
平成29年6月1日改定
令和 5年4月1日改定

1. この仕様書は、岡山市下水道河川局の発注する測量業務に適用する。
2. 測量業務は、測量法、測量法施行令、測量法施行規則、本市契約規則、国土交通省公共測量作業規程、本仕様書、現場説明書、設計図書に準拠して実施する。
3. また、主任技術者は、測量法第49条により登録された測量士でなければならない。
4. この仕様書において、指示・承諾及び協議の定義は、次に定めるところによる。
 - 1) 「指示」とは、発注者側の発議により発注者が受注者に対し、測量業務等に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
 - 2) 「承諾」とは、受注者側の発議により受注者が発注者に報告し、発注者が、了解することをいう。
 - 3) 「協議」とは、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
なお、指示、承諾、協議は、原則として書面により、これを行うものとする。
5. 受注者は、測量業務の実施中に疑義を生じた場合は、すみやかに監督員と協議し、その結果を、後日疑義が生じないように記録し、整備しておくものとする。なお、記録簿については、その都度すみやかに監督員に提出（写）し、確認を求めなければならない。
6. 測量業務等の実施に当って、測量業務等を適正、円滑に施行するため主任技術者と監督員は、常に密接な連絡をとり、その連絡事項をその都度記録し、打ち合わせの際、相互に確認するものとする。
7. 受注者は、あらかじめ作業に関する実施計画を立て、本市の承諾を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
8. 作業については、全ての地形、地物を測量するため、地域環境の状況を把握した上で実施すること。
9. 民地に立ち入る場合には、事前に所有者の了解を得た上で立ち入らなければならない。但し、所有者より民地への立ち入りを拒否された場合には、直ちに測量を中止し、すみやかに監督員に報告し、協議するものとする。
10. 作業中は、保安及び工作物等について、つねに万全の措置を講ずるものとする。万一、器物、その他に損害を与えた場合には、受注者は原型復旧または、補償しなければならない。この

場合本市は仲介に入り，その指示に従わなければならない。

11. 測量標識（鋳）の品質，寸法，設置等については，作業規程，設計図書によるほか監督員の指示に従わなければならない。

（例）

多角測量点	外径47×厚み10×内径 7mm	（赤 色、A B S樹脂）
水 準 点	外径50×厚み10×長さ70mm	（黄 銅 製）
一級水準点	外径75×厚み10×長さ90mm	（ネーム入り，黄銅製）

12. 工事実施時に基準となる重要な測量標識や控え杭については，将来破損，滅失等によって，工事実施に支障とならないよう材料，構造物，打込高等に十分配慮して，設置するものとする。
13. 地形測量に際しては，道路，水路，側溝，塀等を正確に計測しなければならない。後日誤測が，明らかになった場合には，全地域に亘って再測しなければならない。
14. 測量図の縮尺については，以下のとおりとする。

平面図	250分の1
横断図	50分の1
15. 受注者は，業務実施にあたり関係法規を遵守し，測量法に定められた諸手続きを本市に代わり代行し，つねに善良なる管理を行わなければならない。
16. 測量現場が隣接し，または同一現場において実施する別途測量がある場合には，常に相互協調し，成果の照合を行わなければならない。また，既測の公共測量成果がある場合はこれを使用するものとする。
17. 受注者は，測量業務中，水陸交通の妨害または，公衆に迷惑を及ぼさないよう努め安全に留意しなければならない。
18. 受注者は，既済部分検収及び業務が完了したときの検収を受ける場合には，あらかじめ成果品ならびに関係資料等を整えておくものとし，現場責任者または主任技術者が立ち会いのうえ検収を受けなければならない。
19. 受注者は，測量業務が完了したとき，受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が明らかになった場合には，すみやかに訂正，補測その他の措置を行わなければならない。

20. 成果品については、次ページ表－1のとおりである。

成果品 2部（正1部・副1部）A4版製本
 原 図 1部（デジタルデータ：CD-R）

表－1 測量成果一覧表

測量の種類	成果等の名称		2部製本		デジタルデータ			備考	
			原本	複	DW	DWG	XLS		
基準点測量	観測手簿	平均図	1	1	○				
		観測図	1	1	○				
		検定証明書	1	1	○				
		観測手簿	1	1	○				
	観測記簿		1	1	○				
	記録簿	偏心補正計算	1	1	○				
		点検計算（高低）	1	1	○				
		点検計算（座標）	1	1	○				
		XY網平均計算	1	1	○				
		高低網平均計算	1	1	○				
	精度管理表	精度管理表	1	1	○				
		観測値の点検計算	1	1	○				
		平均図	1	1	○				
		観測図	1	1	○				
	成果表		※1	1	○		○	EXCEL	
	点の記		※1	1	○				
	基準点網図		※1	1	○				
	その他資料		1	1	○				
	水準測量	観測手簿	観測手簿	1	1	○			
			検定証明書	1	1	○			
点検測量簿			1	1	○				
計算簿			1	1	○				
点の記			※1	1	○				
成果表		観測路線図	※1	1	○				
		観測成果表	1	1	○				
		平均成果表	※1	1	○		○	EXCEL	
精度管理表		1	1	○					
地形測量	平板測量	観測手簿	1	1	○				
		平板原図	1	1	○				
		平面図A	※1	1		○			
		平面図B	※1	1		○		標高・横断位置入り	
		集成図	※1	1		○			
	横断測量	横断図A	※1	1		○			
		横断図B	※1	1		○		距離・標高入り	
用地	土地登記簿調査	調査表	※1	1	○		○	EXCEL	
		図面	※1	1	○				

注1. 原本における検定証明書は複写物で良い。

注2. 原本における※マークの付してある項目は出力した成果（複と同様）とする。

- 1) 平面図は、監督員の指示するブロックにまとめて仕上げするものとする。

詳細については「CADによる図面作成要領（測量編）」を参照すること。

2) 北位は、上、右方向とし、文字は北位に向かって横並びとすること。

21. 基準点については、次のとおりとする。

1) 点検路線は、結合路線又は閉合路線とすること。

2) 水準測量精度は、 $20\text{mm}\sqrt{S}$ とすること。

22. 道路等の地上、地下の工作物、及びその他工作物の表示等については、別途「CADによる図面作成要領（測量編）」に定めるとおりとする。

23. 測量調査設計業務実績データの作成、登録について

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「実績データ」を作成し、「登録のための確認のお願い」により、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、完了時は業務完了後15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録しなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

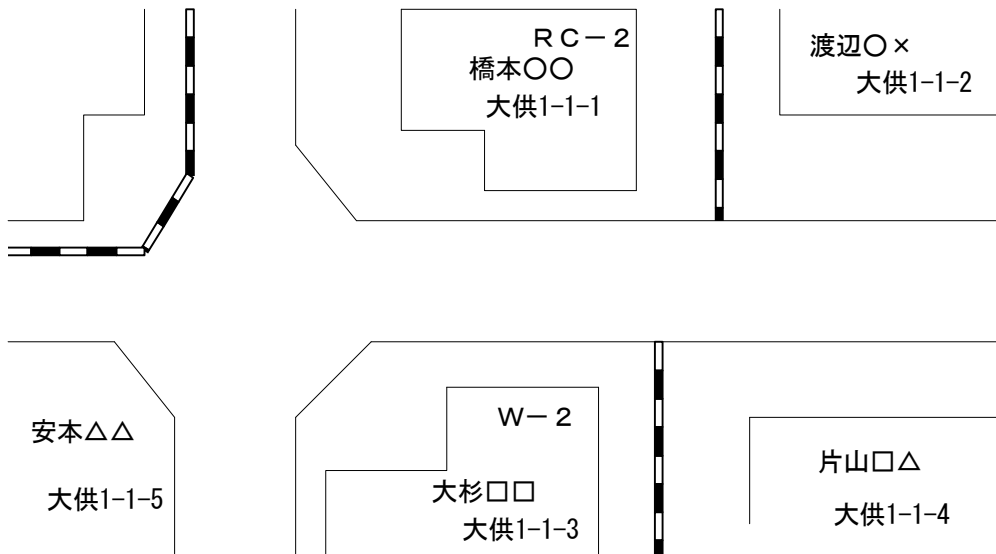
24. 個人情報の取扱委託に関する覚書

受注者は、契約書作成に合わせて個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結すること。

25. 家屋については、所有者（住居人）、地番、（地目）を記入すること。

また、建物の階数も記入すること。（例：RC-2，W-2等）

平面図A



なお、建物については、延床面積を平面図Bに記入すること。

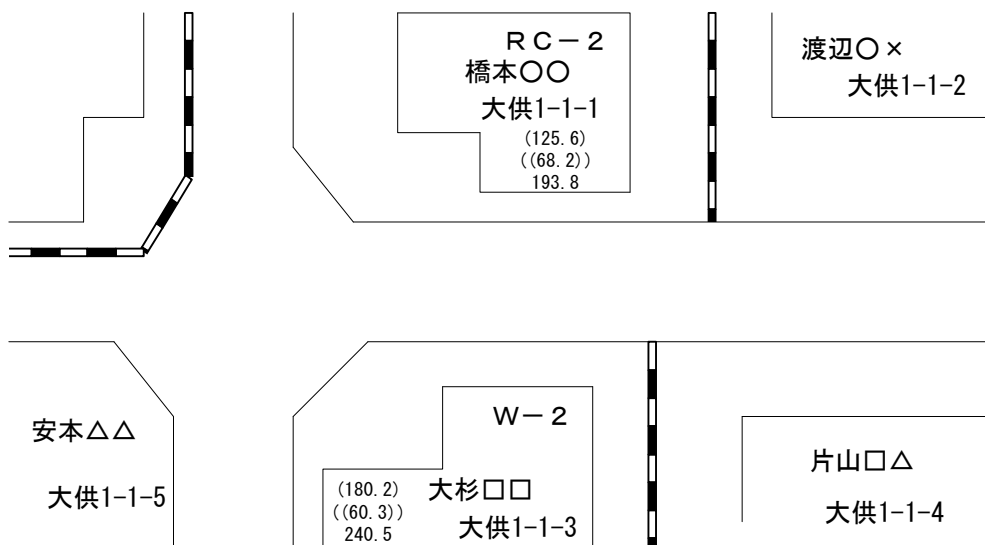
単位は㎡とし、小数点以下1位まで記入すること。（小数第2位で四捨五入）

1階床面積 : 平板測量による面積 ()

2階床面積 以上 : 概略測量による面積 (())

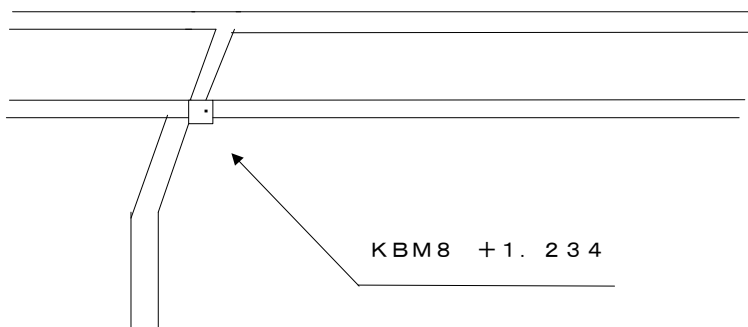
合 計

平面図B

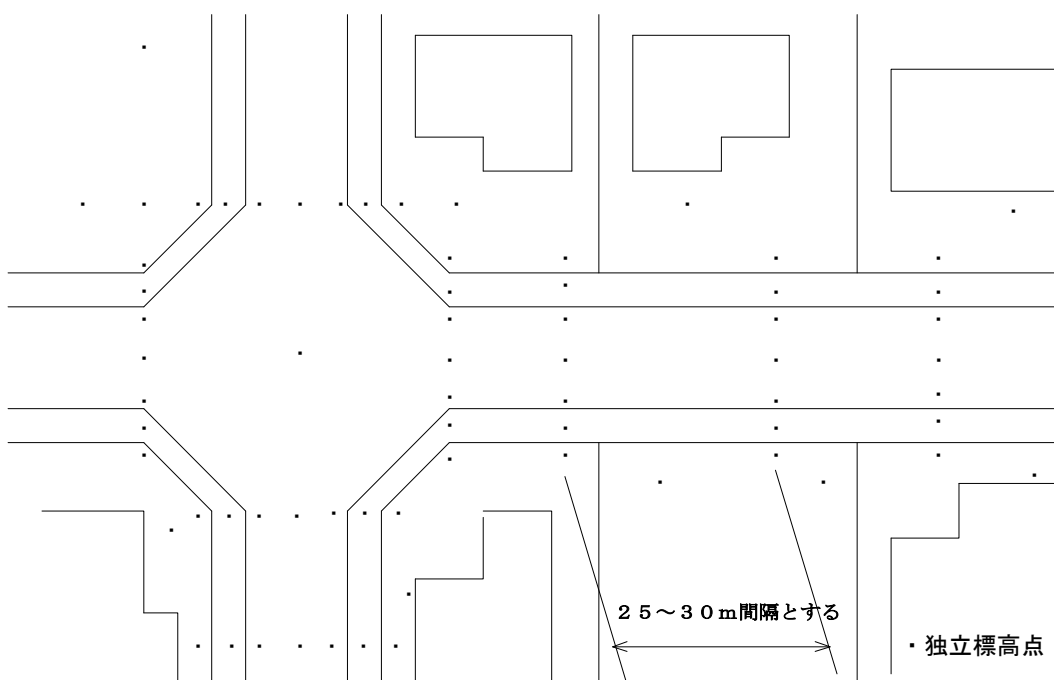


26. 田・畑及び空地等については、法務局で調査した所有者（フルネーム）、地番、地目を記入すること。

27. 水準点（仮BM）の設置については、本市係員と協議して設置すること。
仮BMの表示は次のとおりとすること。



28. 平面図Bにおける独立標高点の記入については、次のとおりとする。

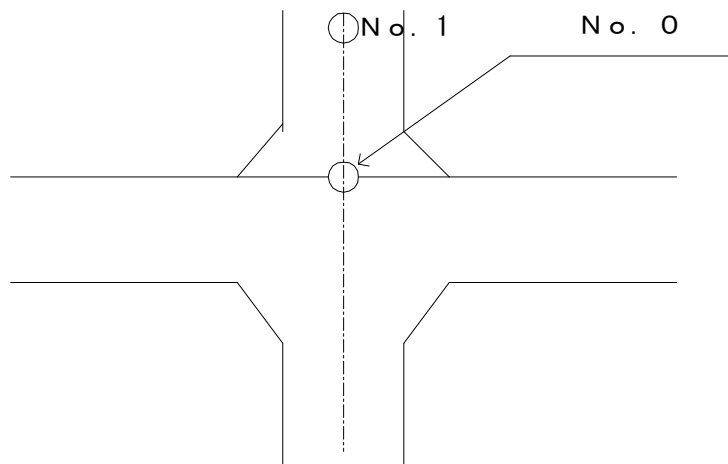


- 1) 測量箇所は、側溝天端（民地・道路側）、側溝底、路側、道路中心、民地で行うこと。
- 2) 道路縦断の勾配が大きく変化する箇所、又は段差がある点など変化点は、全て計測すること。

3) コンクリート水路や道路側溝等の底高を測る場合には、土砂を除去して行うこと。また底張りのない水路高を測る場合にはスタッフの重さで止まる位置（高さ）とすること。

4) 民地の地盤高については、敷地四隅に加え、勾配が大きく変化する箇所、又は段差がある点など変化点の計測を行うこと。

29. 横断測量の起点位置については、監督員の指示によること。但し、路線測量ほかの起点については原則として次のとおりとする。



30. 測量作業実施に当たっては、岡山市が発行する身分証明書を常に携帯すること。また身分、氏名を明らかにして行うこと。なお、外業については肩掛け表示を着用すること。

- 1) 名刺を所持すること。
- 2) 作業名，社名を表示すること。

肩掛け表示



31. 測量成果の提出については、「CADによる図面作成要領（測量編）」による。